

控訴院書記規則

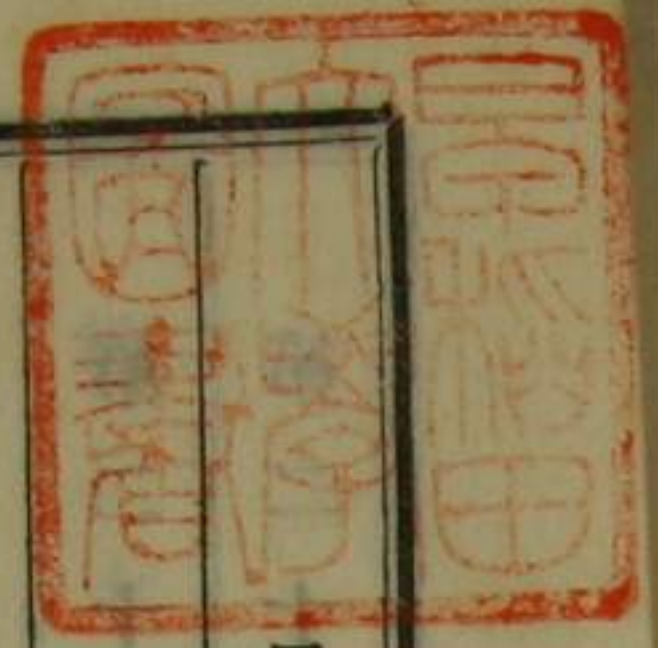
司法省總第二三號訓令附錄

1278

S.P.



414  
A2695



目錄

第一節 總則

第二十五條 書記課組織

第二十二條 外部ノ整理

第十三條 應接時間、受付室、受付函

第四條 職務總則

第十五條 到來書類

第十六條 記録ノ調製、記録號

第十七條 日記、事務番號

第十八條 記録帳簿

第十九條 庶務記録帳簿

第十三條 書記ノ獨立ニテ爲スヘキ事務

第十二條 書類ノ差出

大正十一年四月



第十二條	事務取扱中ノ書類ノ整理
第十三條	命令及決定ノ實行
第十四條	定期簿
第十五條	裁判順序表
第十六條	揭示簿
第十七條	送達
第十八條	執達吏トノ事務交通執達委任簿
第二節 民事	
第十九條	民事控訴事件簿
第二十條	民事上告事件簿
第二十一條	民事 <sup>控訴</sup> 抗 <sup>告</sup> 期日簿
第二十二條	特別民事々件簿
第二十三條	民事抗告事件簿

第三節 刑事	
第二十四條	内部事務ノ區域
第二十五條	送達執行
第二十六條	刑事控訴期日簿 刑事上告期日簿
第二十七條	抗告及上級裁判所タル刑事部ノ裁判
第四節 懲戒事件	
第二十八條	懲戒事件
第五節 附則	
第二十九條	第三十條 附則

訴院書記規則

第一節 通則

第一條 控訴院書記課(裁判所構成法第八條)ハ

之ヲ數部ニ分ツコトヲ得

裁判所書記ハ互ニ代理ヲ爲シ又事務繁多ナ

ルトキハ相補助スヘシ

書記課ニ雇員ヲ置キタルトキハ淨書謄寫及

記録編綴ニ從事セシメ其他書記ノ事務ヲ補

助セシムルコトヲ得

第二條 控訴院ノ公庭及事務室ニハ其入口ニ

番號及名稱ヲ揭示スヘシ

前項ノ番號及名稱ハ之レヲ控訴院内適宜ノ

場所ニ揭示スヘシ

各事務室ニハ備置ノ什器目錄ヲ掲クヘシ  
 書棚並ニ書類入ノ外ニハ現ニ取扱中ノ事務  
 ニ屬スル記録及書類ニ限リ之ヲ置クコトヲ  
 得書棚ニハ見出札ヲ附シ明ラカニ記録及書  
 類ノ區別ヲ示スヘシ  
 第三條 書記ハ休暇日ヲ除ク外毎日少クモ二  
 時間應接時間ヲ存シ且之ヲ控訴院内適宜ノ  
 場所ニ揭示スヘシ  
 書記ノ應接時間ハ院長之ヲ定ム  
 事務繁多ナル控訴院ニハ書類ノ受付其他應  
 接ノ爲メ別ニ一室ヲ設クルコトヲ得  
 應接時間外ニ書類ヲ差出ス者ニ便スル爲必  
 要ナルトキハ控訴院内便宜ノ場所ニ書類受

付函ヲ置キ毎日二回以上廷丁ヲシテ開函セ  
 シムヘシ但開函時限ハ函面ニ表示スヘシ  
 第四條 書記ハ調書、公判始末書、文書判事ノ命令ニ依  
リ起草スル文書、正  
 本、抄本、謄本、認證書、判決確定證明書及執行文  
 ヲ作り記録及書類ノ整頓、保存ヲ掌リ帳簿及  
 表ヲ作り其他事務取扱上必要ナル事務ニ服  
 スヘシ  
 書記長ハ主トシテ司法行政ニ係ル事務ヲ執  
 リ且統計ニ係ル事務ヲ總括スヘシ  
 書記長差支ノ場合ニ於テハ院長ノ指定シタ  
 ル書記其職務ヲ行フ  
 第五條 控訴院ニ到來ノ封書ハ其宛名ニ從ヒ  
 主務ノ部長若ハ書記之ヲ開披ス單ニ控訴院

宛ノモノハ院長之ヲ開披シ書記課宛ノモノ  
ハ書記長之ヲ開披ス  
書類ヲ受付クルトキハ書記其外面ノ見易キ  
所ニ年月日ヲ記入シ附屬ノ書類アルトキハ  
其數ヲ附記スヘシ  
若シ書類受付ノ當日主務書記ノ手ニ達セザ  
ルトキハ主務書記ハ更ニ其受付ノ年月日ヲ  
記スヘシ

第六條

同一ノ民事、刑事ノ事件ニ關スル書類  
ニ付記録ヲ作ル又同種ノ事件ニ關スル書類  
ハ類聚記録又ハ庶務記録ト爲スコトヲ得  
各記録ニハ記録號ヲ附ス記録號ハ各事件簿  
ノ符號文字

民事控訴事件ナレハ(子)民事上告事  
件ナレハ(ナ)ト稱スルノ類ノ如シ

及進行番號ニ事

務年度ノ年數ヲ加ヘ之ヲ作ル(例ヘハ民事控  
訴事件ニシテ廿三年第一號ナレハ「二三」  
ト記シ民事上告事件ニシテ廿三年第二號ナ  
レハ「二三」ト記スルノ類ノ如シ)  
庶務記録ノ記録號ハ庶務記録帳簿ノ節ノ數  
字及其番號ヲ以テ之ヲ作ル(例ヘハ第一節ノ  
イノ第一號ナレハ「壹イ一」ト記スルノ類ノ如シ)  
検事局ノ書記課ニ於テ記録ヲ作りタル事件  
ハ控訴院ハ其記録號トシテ検事局ノ記録號  
ヲ用ユ  
記録ハ每葉丁數ヲ附ス其表紙ハ厚紙ヲ用ユ  
ヘシ控訴院長ハ事件ノ種類ニ依リ定式ノ表  
紙ヲ用ヒサルコトヲ定メ且通常ノ紙ノ表紙

ヲ用ユルコトヲ定ムルヲ得  
表紙ニハ控訴院及事件ノ名、民事ノ原被告人  
又ハ刑事ノ被告人ノ氏名並ニ記録號ヲ記シ  
勾留事件ハ勾留事件タルコト其他特別ニ至  
急ヲ要スル事件ハ至急事件タルコトヲ記ス  
ヘシ  
記録ヲ既済トシテ藏置スルコトハ事件終局  
ノトキ裁判所ノ命令ニ從ヒ之ヲ爲ス  
記録ノ表紙ニハ既済トシテ藏置セシ年度及  
保存ノ終ル年ヲ記スヘシ  
上告審、控訴審及抗告審ニ於テ成立チタル書  
類ハ第一審ノ記録ト併合スヘキモノトス但  
一般又ハ特別ノ命令ニ依リ原本又ハ謄本ヲ

以テ殘シ置クヘキ書類ハ書記之ヲ類聚記録  
ト爲ス  
裁判所裁判ノ原本ヲ殘シ置クヘキコトヲ命  
シタルトキハ第一番ノ記録ニ附スヘキ謄本  
ニモ(民事訴訟法第四百三十一條)民事訴訟法  
第二百三十七條第三項、第五百十六條第二項、  
第五百二十四條、第五百六十條ニ從ヒ裁判ノ  
原本ニ掲クヘキ記入ヲ爲スヘシ  
區裁判所ニ於テ裁判シタル事件ニ付地方裁  
判所ノ裁判ヲ破毀シタルトキハ書記ハ地方  
裁判所ノ書記ヘ完全ナル裁判ノ謄本ヲ送ル  
ヘシ  
刑事ニ於テハ此謄本ヲ記録ニ添附シ檢事局

ノ書記ヲ經テ地方裁判所ノ書記ニ送付ス  
類聚記録ノ調製ニ關スル細則ハ院長之ヲ定  
ム

第七條

書類ノ受授ヲ明カニスル爲メ書式第一  
一號ニ從ヒ日記ヲ作ル此日記ハ如何ナル書  
類ノ到來シ如何ナル記録ニ附シ如何ナル官  
廳ニ遞付シタルヤヲ證明スル爲メニ設ク  
總テノ書類ハ之ヲ登記ス但送達證書ハ命令  
ノ記載ヲ要スルトキノミ之ヲ登記ス附屬書  
類ハ特別ノ必要アルトキ又ハ錯誤ヲ防クニ  
必要ナルトキノミ或ル書類ニ附屬スルモノ  
ナルコトヲ記ス(例ヘハ「壹」ト記シ第一號書  
類ニ附屬ノ旨ヲ示スノ類ノ如シ)

記録號ト日記ノ番號トヲ併記シ事務番號ト  
爲ス事務番號ハ各書類ノ第一丁ノ左ニ附ス  
事務番號ヲ作ルニハ其書類區裁判所ヨリ差  
出シタル記録ニ屬スルモノト雖モ控訴院ノ  
記録號ヲ用ユ  
日記ノ登記ハ到來ノ日之ヲ爲スコトヲ要ス  
書類到來ノ日主務書記ノ手ニ達セサルトキ  
ハ第二欄ニ兩日ヲ記スヘシ  
記録ノ初メニハ番號目錄紙ヲ附スヘシ目錄  
紙ニハ年度ヲ題記シ次ニ日記ノ番號ヲ順次  
ニ記スヘシ處分濟ノ書類ヲ記録ニ綴込又ハ  
他ニ遞付スルトキハ目錄ノ番號ヲ抹消シ且  
書類ヲ他ニ遞付スル場合ニ於テハ遞付先ヲ



記スヘシ  
書類書記課ニ在ル間ハ其取扱手續ニ付證明  
ヲ要セス第八欄ハ書記課ヨリ他ニ遞付スル  
トキノミ之ヲ用ユ  
第八條 記録ハ帳簿(即チ事件簿)ニ登記シ且其  
登記ノ順序ニ從ヒ之ヲ保存ス  
帳簿ハ一年一冊ト爲スヲ例トス然レモ事務  
年度終リタル後前年度ノ分ト合綴スルハ便  
宜ニ任ス  
一年間帳簿ニ記載シタル結果ハ年末ニ至リ  
集合シテ事務一覽表ニ掲クヘシ新タニ調製  
スル帳簿ニ記録ヲ移記スルコトハ(此場合ニ  
ハ從來ノ記録號ヲ附スヘシ)第三年ノ初メニ

於テ尙ホ未濟ナルトキニ限り之ヲ爲ス民事  
訴訟記録ニ在テハ第四年ノ初メ未濟ナルト  
キニ限り之ヲ爲ス前年ノ帳簿ニ月日ヲ記入  
スルトキハ其記入ノ年ヲ附記スヘシ  
第九條 庶務記録ハ帳簿ハ書式第二號ニ從ヒ  
之ヲ作ル  
庶務記録帳簿ハ事件ノ種類ニ從ヒ數節ニ分  
チ之ヲ記ス  
庶務記録トハ司法ノ行政及監督事務ニ屬ス  
ル記録其他特別ノ規程ニ係ル帳簿ニ載スヘ  
カラサル一切ノ記録ヲ謂フ  
第十條 書記ノ獨立ニテ終局シ得ヘキ申立ハ  
假令裁判所宛ナルモ書記之ヲ終局ス其申立

不當ナルトキハ之ヲ却下シ文書ニテ申立ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ文書ノ餘白ニ記入シテ却下スヘシ

書記ヨリ他ノ官廳ニ爲スヘキ通知又ハ囑託ハ原本一定ノ用紙ヲ用ユヲ以テスルヲ例トス此場合ニ於テハ其文意ヲ關係書類ニ附記シ關係書類ナキモノハ帳簿ニ登記スヘシ但原案ノ殘置ヲ要スルモノハ其事件ノ記録ニ附ス

書記ハ調書、呼出狀、召喚狀、勾引狀、勾留狀、送達狀、公判始末書、闕席裁判告知書、正本、抄本、謄本、證明書及認證書ニ官及氏名ヲ記シ捺印ノ上控訴院ノ印ヲ捺スヘシ其他書記ノ獨立ニテ作ルヘキ文書ハ官及氏名ヲ記シ捺印スヘシ

第十一條

書記ノ獨立ニテ終局スヘカラサル

到來書類ハ記録ヲ添附シ判事ニ差出シ命令

ヲ待ツヘシ送達證書ハ命令ノ記載ヲ要スル

トキ又ハ書記其職務上ノ調査ニ依リ正式ノ

送達ナカリシコトヲ見出シタルトキノミ之

ヲ差出スヘシ

第十二條

事務取扱中ノ書類ハ事務取扱上經

過ノ程度ニ從ヒ之ヲ區別ス例ヘハ

一 事務番號ヲ附スヘキ書類(新事件)

二 判事決定又ハ命令ヲナス爲ニ差出スヘ

キ書類

三 寫字生、執達吏等ニ交付スヘキ書類

四 既濟ノ書類

事務取扱中ノ書類ニハ之ニ屬スル記録又ハ  
 關係書類ヲ添附ス特別ノ原因殊ニ記録及其  
 附屬書類ノ大部ナル爲メ分離ヲ要スルトキ  
 ハ合併スルヲ得ルニ至ルマテ各別ニ之ヲ保  
 存ス  
 記録ノ終局遞付ハ記録帳簿ニ證記シ書類ノ  
 終局遞付ハ番號目錄ニ證記スヘシ  
 第十三條 起草ヲ命セラレタル文書ハ解シ易  
 キ官用ノ文章ヲ以テ之ヲ記シ其文書ニハ事  
 件ノ標目及事務番號ヲ附記シ且欄外ニ取扱  
 ノ種類(例ヘハ郵便ニ付スル送達郵便ニ依ル  
 送達、書留郵便、執達吏ニ依ル送達、無手数料送  
 達、送付等)ヲ記シ之ニ從ヒ淨書及謄本ヲ作ル

此場合ニ於テ執達吏ハ其受取ルヘキ書類ニ  
 依リ何人ノ委任ニ依リ何人ニ送達スヘキカ  
 又如何ナル手續ニ依リ送達スヘキカ又至急  
 ヲ要スルヤ否ヲ知ルヘキモノトス右ニ付書  
 記ハ書類ニ必要ナル附記ヲ爲スヘシ送達及  
 交付ノ種類ハ略語ヲ以テ記スルコトヲ得  
 官廳ヘノ回答書ニハ其官廳ノ事務番號ヲ記  
 スヘシ  
 書式ヲ用ユヘキトキ之ヲ命令ニ掲ケサルト  
 キハ書記其書式ヲ記スルコトヲ要ス(例ヘハ  
 書式二五ニト記シ書式第二十五號ニ從フヘ  
 キコトヲ示スノ類ノ如シ)  
 書記、裁判所ノ命令ニ依リ作ルヘキ文書ハ調

查ノ爲メ判事ニ差出スヘシ  
 記録遞付ノトキ特ニ命令アリタル場合ニ限  
 リ其謄本ヲ殘シ置クヘシ  
 書記ハ判事若ハ書記ノ署名シ又ハ認證スヘ  
 キ淨書ヲ原本ト校合シ且判事ノ署名スヘキ  
 モノハ之ニ檢印シテ誤謬ナキコトヲ證スヘ  
 シ  
 第十四條 書記ハ職務上注意スヘキ期日(民事  
 ノ口頭辯論、刑事ノ公判ノ爲ノ期日ヲ除ク)及  
 期間ノ爲書式第三號ニ從ヒ定期簿ヲ作ル進  
 行番號ハ登記ヲ爲ス日毎ニ數字ノ一ヲ以テ  
 始ム  
 記録ハ判事ヨリ別ニ命令ナキトキハ期日ヨ

リ廿四時間前ニ差出スヘシ記録ヲ判事ニ差  
 出シタルトキハ進行番號ヲ抹消シ之ヲ表示  
 スヘシ  
 期日ニ作りタル調書ハ定式ノ手續ヲ履踐シ  
 タル後書記記録號ヲ附シ直チニ定期簿ニ記  
 スヘシ  
 第十五條 裁判期日ニハ當日開廷スヘキ事件  
 ノ順序表ヲ作り控訴院内適宜ノ場所ニ揭示  
 スヘシ  
 順序表ニハ毎日進行番號記録號民事ノ原被  
 告人又ハ刑事ノ被告人ノ氏名及期日ノ時刻  
 ヲ記スヘシ  
 第十六條 揭示ニ付テハ左ノ欄ヲ設ケタル掲

示簿ヲ作ル

一 毎年進行番號

二 書類ノ名

三 事務番號

四 貼附ノ日、期間滿了ノ日、除去ノ日

五 備考

揭示書類ニハ貼附、除去ノ際「裁判所揭示板ニ貼附ス」裁判所揭示板ヨリ除去ス」トノ旨ヲ記シ其他年月日官氏名ヲ記シ捺印スヘシ

第十七條 書記ハ遲滯ノ恐れアルトキ又ハ費用ヲ節減シ得ヘキトキハ郵便ニ依リ送達ヲ爲サシムヘキモノトス(民事訴訟法第百三十

六條第三項第四項、刑事訴訟法第十九條)但特

ニ執達吏ノ送達ヲ要スヘシト思料スルモノ

ハ此限ニ在ラス

送達證書ヲ要セサル送達法律ノ規程ニ拘ハラサル送達郵便ヲ以テ

爲スコトヲ得此場合ニ於テハ廷丁ヲシテ郵

送シタルコトヲ證セシムヘシ

公示送達ハ前條ノ手續ニ從ヒ且之ヲ證スヘ

シ

第十八條 書記ト執達吏トノ委任授受ハ可成

口頭ニテ之ヲ爲スヘシ

直チニ執行スヘキ委任ハ執達吏ニ送付ス其

他ノ委任ハ閉鎖スヘキ書函ニ書類ヲ差入ル

、ヲ以テ之ヲ爲ス書函ノ鍵ハ書記、執達吏各

一箇ヲ持ツモノトス

書函ハ委任ニ關スル書類ヲ差入ル、爲書記  
 課中ニ之ヲ設ク  
 書記ハ委任ニ關スル書類ヲ書函ニ差入ル、  
 トキ相當ノ區別ヲ爲シ置クヘシ(例ヘハ送達、  
 送付、特別ノ官ノ委任ノ類ノ如シ)  
 執達吏ハ定リタル時間ニ書記課ニ出頭シ且  
 求アリタルトキハ委任ノ取扱ニ付細報ヲ爲  
 シ新委任ニ付遺漏不完全ノコトアルトキハ  
 質問ヲ爲スヘシ  
 書記ト執達吏トノ委任授受ニ付テハ書面ヲ  
 以テ證スルヲ要セス若シ之ヲ必要トスルト  
 キハ書式第四號ニ從ヒ執達委任簿ヲ作ルヘ

シ  
 委任授受ニ委任簿ヲ用ユルトキハ委任書類  
 ニ其帳簿ヲ添ヘ書函ニ差入ルヘシ  
 第二節 民事  
 第十九條 民事控訴事件ノ帳簿ハ書式第五號  
 ニ從ヒ之ヲ作ル  
 第一欄乃至第五欄ハ期日ノ定マリタル後記  
 入シ第六欄第七欄ハ控訴審終局ノ後記入ス  
 數回ノ口頭辯論アリタルトキハ第六欄ニ最  
 後ノ口頭辯論ノミ記入ス  
 判決確定ノ證明書(民事訴訟法第四百九十九  
 條)及執行力アル正本ヲ求ムルノ申立(民事訴  
 訟法第五百十六條)并ニ控訴裁判所ノ管轄ニ

屬スル強制執行ニ關スル申立(民事訴訟法第  
 五百五條、第五百二十二條等)ハ訴訟記録ニ附  
 ス  
 地方裁判所ニ記録ノ返還(民事訴訟法第四百  
 三十一條)ハ控訴完結ノ後之ヲ爲ス  
 第二十條 民事上告事件ノ帳簿ハ書式第六號  
 ニ從ヒ之ヲ作ル  
 第一欄乃至第六欄ハ期日ノ定マリタル後記  
 入シ第七欄、第八欄ハ上告審終局ノ後記入ス  
 數回ノ口頭辯論アリタルトキハ最後ノ口頭  
 辯論ノミ記入ス  
 記録ノ遞付ト共ニ上告審ハ終局トス事件ヲ  
 移サレタル裁判所ノ判決ニ付更ニ上告アリ

タルトキハ新事件トシテ之ヲ登記ス  
 第二十一條 口頭辯論ノ期日ニ付テハ書式第  
 七號ニ從ヒ民事期日簿ヲ作ル  
 各民事部ニハ控訴審及抗告審ニ付各別ノ期  
 日簿ヲ作ル  
 期日簿ニハ期日月日ヲ首ニ掲クヘシ  
 進行番號ハ毎日數字ノ一ヲ以テ始ム第八欄  
 ニハ一年度ヲ通シテ對審ノ數ヲ記ス但裁判  
 ヲ待タス拋棄認諾ヲ以其期日ヲ終局シタル  
 トキハ此欄ニ記セス  
 期日ノ指定アリタルトキハ書記ハ第一欄乃  
 至第七欄ノ記入ヲ爲シ相手方ノ訴訟代理人  
 ノ氏名ハ知り得ルニ隨ヒ之ヲ追記ス

上訴ニ關シ終局判決ト看做スヘキ中間判決  
 并ニ抗告ニ付テノ裁判ハ之ヲ終局判決トシ  
 テ記ス(民事訴訟法第二百七條、第二百二十八  
 條、第四百二十六條、第四百九十一條)  
 第九欄ノ「イ」乃至「ヘ」ノ小欄ニハ請求ノ全部若  
 ハ一部又ハ攻撃防禦ノ方法ニ付口頭辯論ノ  
 結果ニ屬スルモノヲ記ス故ニ同一事件ニ付  
 數小欄ニ記スヘキコト少カラス  
 第九欄、第十欄ノ記入ヲ爲スニハ第一審ノ記  
 録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ裁判長此ノ  
 記入ヲ爲サ、ルトキハ書記之ヲ爲ス  
 準備手續ヲ命スル決定ハ第九欄ノ「ヘ」即チ「其  
 他ノ結果」ノ小欄ニ記ス但此記ノ側ニ畫線シ

之ヲ表示スヘシ又控訴ヲ不適法トシテ棄却  
 シタルトキハ第九欄「ロ」ノ小欄ニ畫線シ之ヲ  
 表示スヘシ  
 上告審ニ於ケル口頭辯論ニ付テハ別ニ期日  
 簿ヲ作ル此期日簿ノ第二欄ノ下別ニ一欄ヲ  
 設ケ區裁判所ノ名及記録號ヲ記入ス上告ヲ  
 不適法トシテ棄却(民事訴訟法第三百三十九  
 條)シタルトキハ口頭辯論ノ結果ヲ證スル欄  
 「ロ」ノ小欄ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ  
 第二十二條 東京控訴院ニ於テハ裁判所構成  
 法第三十八條ニ掲クル民事訴訟ニ付地方裁  
 判所書記規則第十九條ノ規定ニ從ヒ兩裁判  
 級ヲ合シ符號文字(トク)ヲ用ヒ特別民事事件



簿ヲ作ル期日簿中終局ノ種類ヲ證明スル欄  
 ハ此ノ符號文字ヲ記入スルヲ以テ之ヲ爲ス  
 第二十三條 民事抗告事件ノ帳簿ハ書式第八  
 號ニ從ヒ之ヲ作ル  
 記録號ヲ作ルニハ第一欄ノ進行番號ヲ用ユ  
 第六欄ニ記スヘキ進行番號ハ各小欄ニ付數  
 字ノ一ヲ以テ始ム第六欄「イ」ノ民事訴訟中ニ  
 ハ區裁判所ノ執行事件簿ニ記シタル總テノ  
 事件ヲモ包含ス  
 第七欄「イ」及「ロ」ノ記入ハ第六欄ノ小欄ノ文字  
 ヲ記スルヲ以テ之ヲ爲ス文字「イ」ナルトキハ  
 第一審ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ附記  
 ス若シ抗告ヲ理由アリト言渡シタルトキハ

文字ノ側ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ  
 第三節 刑事  
 第二十四條 刑事ニ於ケル記録帳簿ノ取扱ハ  
 以下ノ規則ニ從ヒ裁判所ノ書記ノ主掌ニ屬  
 セサルモノハ檢事局ノ書記之ヲ爲ス  
 裁判所ノ書記ハ記録ノ差出ニ付檢事ノ命令  
 ニ從フヘシ  
 記録裁判所ニ在ル間ハ其記録及之ニ附スヘ  
 キ到來書類ノ取扱ハ裁判所ノ書記ニ屬ス  
 第二十五條 裁判所ノ裁判ヲ實行スルニ付裁  
 判所書記ノ事務ハ通則及左ノ規則ニ從フ  
 刑事ニ於テ判事ノ命令ニ依リ爲スヘキ呼出  
 及職權ヲ以テ爲スヘキ送達ハ書記獨立シテ

之ヲ爲ス  
 執行ニ付檢事ノ指揮ヲ要スル裁判ハ檢事局  
 ニ交付ス  
 判事ノ署名ヲ必要トスル書類ハ淨書ヲ添へ  
 差出スヘシ  
 上告審控訴審及抗告審ヨリ下級裁判所ニ記  
 録ヲ返還スルコトハ檢事局ニ由リ之ヲ爲ス  
 控訴審ニ於テ判決ヲ爲シタルトキハ裁判確  
 定ノ後之ヲ爲ス  
 第二十六條 公判期日ハ之ヲ定メタル後直チ  
 ニ期日簿ニ登記ス期日ノ月日ハ首ニ掲クヘ  
 シ  
 進行番號ハ毎日數字ノ一ヲ以テ始ム公判開

廷ノ時間中ハ期日簿ヲ裁判所ニ差出シ置ク  
 ヘキモノトス  
 刑事控訴審ノ公判ニ付テハ書式第九號ニ從  
 ヒ期日簿ヲ作ル第九欄ノ記入ニハ地方裁判  
 所ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ第十  
 欄ノ「ロ」ニハ第一審ノ判決ノ全部又ハ一部ヲ  
 取消サル所ノ判決ヲ記スヘシ  
 刑事上告審ノ公判ニ付テハ書式第十號ニ從  
 ヒ期日簿ヲ作ル第十欄ノ記入ニハ區裁判所  
 ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ第十一  
 欄ノ「ロ」ニハ第二審ノ判決ノ全部又ハ一分ヲ  
 取消サル所ノ判決ヲ記スヘシ  
 期日簿ハ刑事部毎ニ之ヲ作ル

裁判長第八欄乃至第十一欄ノ記入ヲ爲サ、

レハ閉廷ノ後書記之ヲ爲スヘシ

第二十七條 刑事抗告事件ノ帳簿ハ書式第十

一號ニ從ヒ之ヲ作ル

第八欄「イ」及「ロ」ニハ第一審ノ記録號ニ用ヒタ

ル符號文字ヲ用ユ抗告ヲ理由アリト言渡サ

レタルトキハ其符號文字ノ側ニ畫線シ之ヲ

表示スヘシ

上級ノ裁判所トシテ裁判シタル刑事部ノ裁

判及判事ノ忌避回避ニ付テノ裁判ハ原本又

ハ謄本ヲ特別ノ類聚記録ト爲ス

第四節 懲戒事件

第二十八條 懲戒事件ノ帳簿ハ書式第十二號

ニ從ヒ之ヲ作ル

第五節 附則

第二十九條 會計事務、登記事務、民事、刑事ノ統

計表調製及領置物品、保管金、歳入金ノ取扱ニ

付テハ現行ノ規則又ハ後來定ムル所ノ特別

ノ規則ニ從フヘシ

第三十條 従前ノ規則ニ從ヒ終局スヘキ事件

ニ付テハ帳簿ハ記載其他書記ノ事務ニ付テ

ノ現行ノ規則ニ從フヘシ但本規則第二十四

條及控訴院檢事局書記規則第十二條ニ掲ケ

タル記録ノ調製、保存及記録帳簿ノ取扱ニ關

スル規程ハ之ヲ斟酌シテ適用スヘキモノト

ス若シ右ノ事務區域ニ付疑アルトキハ控訴



書式

書式目錄

番號	規則ノ箇條	名	稱	文符	字號
一	七	日記			
二	九	庶務記錄帳簿			
三	一四	定期簿			
四	一八	執達委任簿			
五	一九	民事控訴事件簿	子		
六	二〇	民事上告事件簿	ナ		
七	二二	民事抗告訴期日簿	ラ		
八	二三	民事抗告事件簿			
九	二六	刑事控訴期日簿			
十	二六	刑事上告期日簿			



庶務記錄帳簿

明治何年

某控訴院

第二號(規則第九條)

				一	號番行進年每
				二	日月ノ來到類書
				三	號錄記
				四	ノ 差 氏 出 名 人
				五	大 書 要 面 ノ
				六	氏ノ事判
				七	日月ノ判裁
				八	先 <small>爲其後ノ 記ノ處分 錄ノ付ノ</small>
				九	日月入編錄記
				十	備 考



令 類 聚


壹ノイ 法 律 命

			一	番	號
			二	年	度
			三	記 錄 ノ 名 稱	
			四	冊	數
			五	既	濟
			六	保	存
			七	備 考	

ノモルス關 = 通交


務事ノト廳官他 口ノ貳

			一	號	番
			二	度	年
			三	記 錄 ノ 各 稱	
			四	數	冊
			五	年 度	既 濟
			六	ル 年	ノ 終 保 存
			七	備  考	

定期簿

明治何年

某控訴院

某部

第三號(規則第十四條)

補試及事判イノ參

一	番	號
二	年	度
三	記	錄ノ名稱
四	冊	數
五	既	濟
六	保	存
七	備	考

執達委任簿

明治何年

某控訴院  
某部

第四號(規則第十八條)

			一	號番行進	期
			二	號錄記	
			三	號番ノ記日	
			四	標ノ事 目件	日
			五	刻時ノ日期	
			六	判事ノ氏 テノ主任 期日ニ付	
			七	備考 ノ番號及 スル日ヲ 終局ヲ證	期
			八	號番行進	
			九	號錄記	
			十	命 令 ノ 日 月	間
			十一	標ノ事 目件	
			十二	號書又終 類ハ局書 ノ取書類 番扱類	
			十三	備考	

子

民事控訴事件簿

明治 何年

某控訴院 某部

第五號(規則第十九條)

			一	號番行進日每	
			二	月 交付ノ 日	官 任
			三	號 錄 記	
			四	人 刑 當 ノ 事 事 氏 被 者 名 告 又 ハ	
			五	月 返 日 納	任
			六	號番行進日每	
			七	月 交付ノ 日	當 事 者 ノ 委 任
			八	號 錄 記	
			九	當事者ノ氏名	
			十	月 返 日 納	

十

民事上告事件簿

明治何年

某控訴院某部

第六號(規則第二十條)

		一	號 番 行 進 年 每	
		イ 二	名	地方裁判所
		ロ	號 錄 記	
		三	在 所 分 / 原 地 又 職 氏 被 ハ 業 名 告 現 住 身 人	
		四	氏 理 訴 名 人 訟 ノ 代	
		五	的 / 訴 物 目 訟	
		六	日 月 / 論 辯 頭 口	
		イ 七	先	記錄 / 遞付
		ロ	日 月	
		八	備 考	

民事

抗控  
告訴

期日簿

明治何年

某  
控  
訴  
院  
某  
部

第七號(規則第二十一條)

		一	號 番 行 進 年 每	
		イ 二 口	名	區 裁 判 所
			號 錄 記	
		イ 三 口	名	地 方 裁 判 所
			號 錄 記	
		四	所又ハ現在地	原 被 告 人 ノ 氏 名 身 分 職 業 住
			氏名	
		五	的ノ	訴 訟 代
		六	物 目	訴 訟
		七	日 月	ノ 論 辯 頭 口
		イ 八 口	先	記 錄 遞 付
			日 月	
		九	備 考	

ラ

民事抗告事件簿

明治何年

某控訴院  
某部

第八號(規則第二十三條)

			一	進 行 番 號
			二	記 録 號
			イ	名
			三	
			ロ	記 録 號
			四	原 被 告 人ノ氏 名
			五	日 期 時ノ刻
			六	訴 訟 代 理 人ノ 氏 名
			七	訴 訟 目ノ物
			八	對 審 年 進 行 番 號
			イ	口 頭 辯 論 ノ 結 果
			ロ	
			ハ	中 間 判 決
			ニ	和 解
			ホ	證 據 決 定
			ヘ	其 他ノ 結 果
			十	口 頭 辯 論 ノ 期 日
			十一	本 院 ノ 領 収 日 月
			十二	備 考



刑事控訴期日簿

明治何年

某控訴院  
某部

第九號(規則第二十六條)

一	號	番	行	進	年	每		
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	名	地方裁判所
							號	錄
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	標ノ事	事件
							目	件
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	氏人抗	告
							名ノ	告
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	要ノ申	立
							旨	立
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	訟訴事民	每年進行番號
							件事産破	終
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	件事散分資家	終
							件事産治禁	終
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	件事ノ他其	終
							ノルニ裁	終
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	ノモキナ判裁	終
							ノモキナ判裁	終
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	日月ノ局終	終
							日月ノ局終	終
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	示指ノ錄記聚類	局
							示指ノ錄記聚類	局
イ 二	口	ハ	三	四	五	イ 口 ハ 六 ニ ホ	日月付遞錄記	局
							日月付遞錄記	局
九							考	備

刑事上告期日簿

明治何年

第十號(規則第二十六條)

某控訴院  
某部

				一	進 行 番 號
				二	控 訴 審 判 記 錄 號
				三	被 告 人 名 氏
				四	期 日 時 刻
				イ 五 ロ	地 方 裁 判 所 名 稱 記 錄 號
				六	一 原 告 官 氏 名 二 民 事 原 告 人 氏 名
				七	一 代 人 氏 名 二 辯 護 士 氏 名
				八	罪 名
				イ 九 ロ	公 判 結 果 判 決 無 効
				イ 十 ロ	進 行 決 定 審 判 第 一 取 決 審 判 却 棄 訴 控 員 數
				十一	判 決 本 領 収 日 月
				十二	備 考

加

刑事抗告事件簿

明治何年

第十一號(規則第二十七條)

某控訴院

某部

		一	進 行 番 號
		二	上 告 審 判 記 錄 號
		三	被 告 人 之 名
		四	期 日 之 時 刻
		イ五	名
		ロ	記 錄 號
		六	一 原 告 官 氏 名 二 民 事 原 告 人 氏 名
		七	一 代 人 氏 名 二 辯 護 士 氏 名
		八	罪 名
		九	區 裁 判 所 之 記 錄 號
		イ十	判 決
		ロ	無 判 決
		イ十一	控 訴 判 決 破 棄
		ロ	上 告 破 棄 却
		十二	判 決 本 之 領 取 日 月
		十三	備 考

懲戒事件簿

明治何年

第十二號(規則第二十八條)

よ

某 某 某  
 部 控 訴 院

			一	號 番 行 進 年 每
			二	標 ノ 事 目 件
			イ	審 一 第
			三	審 二 第
			四	月 裁 レ 申 不 日 判 タ 立 服 ノ ノ ル ラ ヲ
			五	所 ル 下 裁 レ 申 不 ノ 裁 シ 判 タ 立 服 名 判 タ ヲ ヲ
			六	氏 人 抗 名 ノ 告
			七	要 ノ 申 旨 立
			イ	ノ ル ニ 裁 終 モ 依 判 局
			八	ノ モ キ ナ 判 裁
			ハ	日 月 ノ 局 終
			ニ	示 ノ 記 類 局 指 録 聚 記
			九	日 月 ノ 付 遞 録 記
			十	備 考



